

# 訪問リハビリ開始までの流れ

## 1. 訪問リハについての問い合わせ

- 担当窓口（PT 中井 美和子、リハビリ事務）へ電話にてお問い合わせください  
（代表 075-781-1131）
- 利用者様情報の確認と当院訪問リハの概要及び、空き状況をご説明します

## 2. 利用者様への概要説明

ケアマネージャー様より利用者様に対して概要をご説明ください。以下の点については必ずご確認ください

- かかりつけ医療機関主治医の同意を得る必要があります
- かかりつけ医療機関主治医の診察を月1回継続していただく必要があります
- 当院受診歴のない利用者様につきましても、訪問リハ開始前に当院リハビリ専門医の診察を受けていただく必要があります
- ご利用期間は3ヶ月ごとに当院リハビリ科の診察を受けていただき、継続が必要か見直しを行います

## 3. 訪問リハビリ依頼

説明をしていただき、ご利用の希望があった場合は、PT 中井 美和子にお電話いただき、調整に入ります

- 申込書、利用者様の介護保険情報を FAX またはご郵送ください
- かかりつけ医療機関主治医を受診していただき、当院リハビリ専門医 富田素子 宛てに診療情報提供書の作成をお願いしていただきます
- 当院リハビリ科受診日を利用者様とご相談いただき、お知らせください。（月、水、木午前中）  
また、作成していただいた診療情報提供書は、受診前に郵送していただくか、当日ご持参していただきます

## 4. 当院リハビリテーション科受診

- あらかじめお知らせいただいた日に当院に受診いただき、最終的な訪問リハ適応の有無を確認させていただきます。
- リハ適応となりましたら、当院リハビリ専門医が初回の訪問リハビリの指示書を作成します。その後は特に大きな状態の変化がない限り、かかりつけ医療機関主治医より、3ヶ月に1度訪問リハビリテーション用診療情報提供書をお送りいただくこととなります

## 5. 初回利用日・曜日・回数・時間の調整

- 初回利用日・曜日・回数の最終的な確認、調整を行います
- 初回利用日までに居宅サービス計画書・提供票を郵送またはFAXをお願いいたします

## 6. 訪問リハビリ開始

- 担当させていただく理学療法士または作業療法士より、前日までにご利用者様にお電話させていただき、日時や駐車スペースの確認などをさせていただきます
- 初回訪問時には、ご自宅にて重要事項説明書等の説明をさせていただき、同意ご署名頂きましたら、訪問リハビリを当日より提供させていただいております
- リハ開始後、可及的速やかに訪問リハビリテーション実施計画書を作成し、説明させていただきます